

《よこしん》キャッシュカード規定 変更履歴

【改定日 令和5年11月2日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
<p>1. カードの利用</p>	<p>1. カードの利用</p> <p>普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行した《よこしん》キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。</p> <p>(2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。</p> <p>(3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</p> <p>(4) その他当金庫所定の取引をする場合。</p>	<p>1. カードの利用</p> <p><u>普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した《よこしん》キャッシュカード・《よこしん》ICキャッシュカード・《よこしん》法人キャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した《よこしん》貯蓄預金キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</u></p> <p>(1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。</p> <p>(2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。</p> <p>(3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</p> <p>(4) その他当金庫所定の取引をする場合。</p>	<p>貯蓄預金の IC キャッシュカード取扱開始に伴い、「《よこしん》キャッシュカード」に統一しました。</p>